

公益財団法人 日本検疫衛生協会
令和3年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業に則り令和3年度に於ける計画
令和3年度に於いても、公益財団法人としての社会的使命と当協会の定款に
則り、以下の事業を実施する。

【令和2年度経過】

昨年をはじめから日本でも流行が始まったコロナウイルス感染症は、一年を過ぎた今も世界中で感染拡大状況が一進一退であり、公衆衛生のみならず経済にも甚大なる被害を与え続けている事は既に皆様ご承知の通りです。国内及び海外との往来が厳しく制限されている中、旅行業の全ての部門で事業の廃業・縮小が相次いでいます。

医業というよりは旅行業の一端である当協会でも、令和2年3月10日頃から予防接種者数が減少、黄熱ワクチン接種の予約も取り消しが相次ぎ、その一ヶ月後の4月から黄熱予約は殆ど毎日皆無という事態になりました。4月以降は感染者数が急増し、第1回目の緊急事態宣言が発出された為、予防接種業務それ自体を実施する事が不可能となり、4月8日から5月16日迄は当協会も休業に追い込まれました。第一波が多少鎮静化し業務を再開したものの、売上額は昨年度の四分の一程という惨憺たる結果で、現在に至るまで続いています。

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

イ) 通常実施している主な渡航者向け予防接種に加え、海外往来再開を早める一助とする為、新型コロナウイルスワクチン接種の実施を予定している。ワクチン配分と接種を滞りなく行う為、令和2年3月に日本橋医師会に加入した。

ロ) 昨年6月に国の関係省より、新型コロナウイルス感染症の水際防止政策の為、海外渡航者への渡航前PCR検査実施を要請された。世界でワクチン接種が開始し、海外渡航に際してワクチン2回接種も渡航の要件となったが、集団免疫獲得には程遠い現状である。従って、令和3年度も公益事業としてコロナウイルスPCR検査を継続する。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、パンフレットを作成し、船会社、当協会に来所された方等に国際感染症に関する情報を提供する。

イ) 平時であれば、海外で流行・潜伏している様々な感染症についてWHO、CDC(米国疾病予防管理センター)、国立感染症研究所等から情報を得、渡航予定者からの相談に活用しているが、令和2年度に限って言えば、コロナウイルス情報収集一色であったと言っても過言ではない。よりタイムリーな情報を得る為、国内外のコロナウイルス関連のオンライン会議参加による情報収集も活発に行った。令和3年度も継続して渡航者向け情報を収集・提供していく。

ロ) 海外渡航に関するコロナウイルス関連情報のソースとして日本渡航医学会に加盟したので、今後は他会員との情報共有を図る。

3 国際保健活動への協力

国際保健医療学会並びに関連学会に参加し、感染症予防の為の情報を収集する。

イ) 令和3年度に学会が開催されるか否かは未定であるが、オンライン会議での参加も視野に入れる。

4 その他当協会の目的を達成する為に必要な事業

当協会定款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

イ) 予防接種の相談業務を請け負う予防接種リサーチセンター(東京都中央区)と連携し、まだ東京には置かれていない予防接種センターとしての役割を果たす事を検討する。